

報道機関各位

国立市長 佐藤一夫

国立市は、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します

現在、「非婚の母(父)【 1】」に対しては、税法の定める「寡婦(夫)控除【 2】」が適用されないため、離婚・死別等の方と比較して、福祉など様々な制度の適用において不平等な状況にあります。

国立市では、国立市議会の決議に対応して、ひとり親家庭が平均して苦しい家計にある【 3】中で、市独自で所得制限等の基準を定めている制度について、下記の通り非婚の母(父)に対して寡婦(夫)控除のみなし適用して経済的な救済をすることにいたしました。

また、対象事業のうち、条例の改正が必要な学童保育育成料については、すでに国立市議会第 3 回定例会に条例改正の提案をしており、本日 9 月 26 日の本会議において可決をいただきました。

※1 非婚の母(父)とは…法律婚を経験したことがない女性(男性)として子どもを扶養している方

※2 寡婦(夫)控除…寡婦(夫)控除は、納税者が税法上の寡婦(寡夫)③に当てはまる場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は 27 万円(住民税の場合 26 万円)、特定の寡婦に該当する場合には 35 万円(住民税の場合 30 万円)です。

③税法上の寡婦(寡夫)とは…①夫と死別した方、又は 夫(妻)と死別又は夫(妻)と離婚し、かつ、扶養親族を有する方など。 とも、その後婚姻していない等さらに厳密な定義があります。

※3 ひとり親家庭が平均して苦しい家計にある…児童のいる世帯の年間収入平均 658 万円に対して、母子世帯 291 万円、父子世帯 455 万円(平成 22 年、厚生労働省統計より。世帯収入には年金・福祉の給付、仕送り、子供のアルバイト収入等を含みます。)

1. 適用の概要

- (1) 所得制限のある事業や所得に応じた自己負担をいただいている事業のうち、国立市が独自に基準を定めている事業(市単独事業)について、寡婦(夫)控除のみなし適用を行い、各種制度適用において、寡婦控除が受けられる方との平等な取扱いをします。(※国・東京都の制度の補完まではしません。)
- (2) 経済的救済であることから、一定以下の所得の方について適用します。

2. 対象者の範囲(所得要件)

児童扶養手当受給者の所得水準の方を対象とします。この手当受給者(同様の状況にある方を含む)のうち、非婚の方を対象に、市単独の各事業における所得または税相当額の計算について寡婦(夫)控除のみなし適用を行い、必要な対応をします。

3. 対象事業

保育料、学童保育育成料、私立幼稚園保護者補助金、子どもショートステイ利用料、及び育児支援サポーター派遣事業の費用負担、在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業の費用負担、心身障害者自動車運転教習助成金、心身障害者(児)緊急入所事業の費用負担、国立市精神障害者ショートステイ事業の利用者負担金、自転車駐車場利用料の1/2減免、就学援助費

4. 実施時期

各事業に関する改正の施行日から実施します。

(なお、年度単位で認定する保育料など可能なものは4月まで遡及適用します。)

5. 問い合わせ

今回の制度適用全般について…政策経営部長(薄井・内線220)

(参考事項)

- (1) 国立市の児童扶養手当受給者 425 人(H24.10)のうち、非婚・未婚の受給者は、約 50 人弱いらっしゃいます。
- (2) ひとり親世帯等の平均収入の状況は、下記の通りです。

(参考) ひとり親世帯等の平均収入の状況 (平成22年)

区分	収入(万円)	備考	出典
全世帯	538		H23 国民生活基本調査(H24.7公表)/厚労省
高齢者世帯	307		
児童のいる世帯	658		
母子世帯	291	平均世帯人員 3.42人	H23 全国母子世帯等調査結果報告(H24.9公表)/厚労省
うち、母親自身の収入	223		
うち、母親自身の就労収入	181		
父子世帯	455	平均世帯人員 3.77人	
うち、父親自身の収入	380		
うち、父親自身の就労収入	360		

世帯収入は、世帯全員の収入です。

収入には、就労収入、生活保護費、仕送り、養育費、児童扶養手当等社会保障給付、家賃収入などあらゆる収入を含みます。